

動物実験委員会規程

(平成 29 年 5 月 16 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 18 年 7 月 31 日
大学規程第 9 号

(設置)

第 1 条 大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という）に、動物実験規程第 4 条に基づき、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、本学において動物実験が、科学上及び動物倫理上適切に実施されることを目的とする。

- (1) 本学に籍を置く研究者から協議申請のあった動物実験計画について指導助言を行い、動物実験計画書の審査を行う。
実験方法の改善の勧告、実験計画の変更、実験の一時停止命令及び承認の取り消しを行うこと。
- (2) その他実験の適切性及び安全確保に関する基本的事項を定めること。
- (3) 動物の飼育・維持管理における施設・設備に関する基本的事項。
- (4) 動物実験に関する指針等の立案。
- (5) 実験にかかる教育訓練及び健康管理に関する基本的事項。
- (6) 事故発生の際の必要な措置及び健康管理に関する基本的事項。
- (7) その他実験の適切性、動物福祉及び安全性確保に関する重要事項。
- (8) 動物実験に関する法令に従い、本学で実施された動物実験に関して、要求される情報公開や外部評価・認知評価の実施などに関して適切な処置をすすめるものとする。

(構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 1 名以上
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 1 名以上
- (3) その他学識経験を有する者 1 名以上

(委員の任期)

第 4 条 前条第 1 項第 2 号の委員の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31

日までとし，再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は，これを補充しなければならない。ただし，後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に，委員長及び副委員長を置き，委員の互選により選出する。

- 2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故のなるときは，その職務を代行する。
- 4 委員は，自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わらないこと。
- 5 委員は，動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩しないこと。

(議事)

第 6 条 委員会は，委員の過半数の出席がなければ，その議事を開き，議決することができない。

- 2 委員会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は，庶務係において行う。

- 2 担当事務は，委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附 則

この規程は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 2 月 5 日大学規程第 14 号)

この規程は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 1 日大学規程第 1 号）
この規程は，平成 29 年 5 月 16 日から施行する。